

写

四 半 期 報 告 書

第 93 期第 2 四半期

自 平成 20 年 7 月 1 日

至 平成 20 年 9 月 30 日

株式会社 **琉球銀行**

E03602

第 93 期第 2 四半期（自平成 20 年 7 月 1 日 至平成 20 年 9 月 30 日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に基づく四半期報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社 **琉球銀行**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
(1) 【株式の総数等】	20
【株式の総数】	20
【発行済株式】	20
(2) 【新株予約権等の状況】	21
(3) 【ライツプランの内容】	21
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	21
(5) 【大株主の状況】	22
(6) 【議決権の状況】	23
【発行済株式】	23
【自己株式等】	23
2 【株価の推移】	23
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	23
3 【役員等の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表】	25
(1) 【中間連結貸借対照表】	25
(2) 【中間連結損益計算書】	26
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	27
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	29
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	30
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	39
【注記事項】	40
【事業の種類別セグメント情報】	61
【所在地別セグメント情報】	61
【国際業務経常収益】	61
2 【その他】	63
3 【中間財務諸表】	64
(1) 【中間貸借対照表】	64
(2) 【中間損益計算書】	66
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	67
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	69
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	76
【表示方法の変更】	76
【注記事項】	77
【信託財産残高表】	85
4 【その他】	85
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	86
独立監査人の中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月27日

【四半期会計期間】 第93期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社 琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大 城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 池 端 透

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 銘 苺 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,685	21,717	20,944	42,195	43,403
うち連結信託報酬	百万円	2	0	0	3	0
連結経常利益	百万円	5,297	4,010	1,467	8,481	2,979
連結中間純利益	百万円	3,397	2,267	1,319	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	5,824	1,345
連結純資産額	百万円	96,145	80,089	75,541	78,812	75,705
連結総資産額	百万円	1,498,171	1,499,701	1,505,728	1,514,692	1,530,520
1株当たり純資産額	円	1,882.80	1,835.97	1,728.41	1,695.51	1,721.16
1株当たり中間純利益金額	円	117.67	58.68	33.62	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	187.85	32.23
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	77.81	53.96	29.68	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	156.92	29.66
自己資本比率	%	6.3	5.2	4.9	5.1	4.8
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12.50	9.64	9.21	9.41	8.77
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,176	△5,911	35,692	14,241	△57,222
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△20,828	7,288	△34,903	△18,929	60,891
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,391	△462	△407	△11,210	△465
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	24,805	25,428	28,074	24,520	27,676
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,295 [358]	1,297 [373]	1,299 [391]	1,278 [364]	1,276 [382]
信託財産額	百万円	157	35	14	84	30

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であ

ります。

6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第91期中	第92期中	第93期中	第91期	第92期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	19,530	20,622	19,948	39,928	41,199
うち信託報酬	百万円	2	0	0	3	0
経常利益	百万円	4,388	3,864	1,767	7,955	2,926
中間純利益	百万円	3,384	2,240	1,406	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,823	1,391
資本金	百万円	44,127	54,127	54,127	54,127	54,127
発行済株式総数	千株	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 36,313 優先株 2,460	普通株 39,308 優先株 1,200
純資産額	百万円	94,197	77,910	73,840	76,740	73,563
総資産額	百万円	1,492,433	1,492,939	1,500,964	1,508,403	1,524,741
預金残高	百万円	1,359,380	1,378,660	1,391,292	1,397,154	1,413,924
貸出金残高	百万円	1,053,787	1,097,514	1,154,279	1,119,566	1,163,078
有価証券残高	百万円	283,423	272,872	244,816	282,293	212,018
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株 10.00 優先株 75.00	普通株 8.00 優先株 75.00
自己資本比率	%	6.3	5.2	4.9	5.1	4.8
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.37	9.50	9.07	9.27	8.60
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	1,174 [252]	1,169 [260]	1,182 [276]	1,159 [254]	1,147 [267]
信託財産額	百万円	157	35	14	84	30
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
4 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,299 [391]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。
2 従業員数は、嘱託及び臨時従業員676人を含んでおりません。
3 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,182 [276]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。
2 従業員数は、嘱託及び臨時従業員412人を含んでおりません。
3 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は8名であります。なお、執行役員は上記従業員数に含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

平成21年3月期第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日）の国内経済は、原油など資源価格の高騰により企業収益が悪化したことや物価上昇が家計所得を圧迫し消費が低迷したことなどから景気は後退局面入りしました。また国内の株式市況についても、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が拡大した影響を受け、予断を許さない状況が続く厳しい環境となりました。

県内経済は、観光関連が引き続き好調を維持したものの、底堅く推移した個人消費の一部に家計防衛的な動きが見られ、改正建築基準法施行による建築着工件数の低迷などにより建設関連が依然弱い動きを続けたことから足踏みの動きが続きました。この間、雇用環境では賃金がほぼ横ばいで推移し、企業倒産件数は増加しました。

このような環境のもと、当行グループの中核会社である当行は、年度の経営目標として「成長戦略を支える収益体質の強化」を掲げ、質・量の充実を意識しつつ、平成19年度を初年度とする中期経営計画「CHALLENGE 51」に沿って、新金融サービス、営業チャネルの拡大などに取り組みました。

新金融サービスについては、7月に「確定拠出年金業務」を開始したほか、個別の顧客に対するM&Aアドバイザーや事業承継コンサルティング等についても、着実に相談・受託実績を積み重ねました。

営業チャネルの拡大については、7月に九州地銀では初めてとなる住宅ローン相談カーを導入し、出張型の相談サービスを開始したほか、8月には既存の那覇、牧港、中部の3カ所の住宅ローンセンターで個人ローンの取り扱いを開始し、土曜・日曜に個人ローンを受け付けることができるようになりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、経常収益は106億71百万円、経常損益は貸出金償却や国債等債券償却の影響により1億1百万円の損失となりましたが、四半期純損益は法人税等調整額や少数株主利益の影響により1億75百万円の利益計上となりました。

(2) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末比247億円減少の1兆5,057億円となりました。純資産は、前連結会計年度末比1億円減少の755億円となりました。

主要勘定としては、預金は法人預金の減少などにより、前連結会計年度末比227億円減少し、1兆3,875億円となりました。貸出金は例年の季節的な資金需要の変動の影響で建設業や地公体向け貸出が減少したことなどにより、前連結会計年度末比89億円減少し、1兆1,537億円となりました。有価証券は、公社公団債等社債残高の積み増しにより、前連結会計年度末比325億円増加し、2,453億円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前四半期連結会計期間末比28億68百万円増加の280億74百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金が増加したものの、コールローンの圧縮により77億65百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得が売却、償還を上回ったことから、48億91百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により1百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間における資金運用収支は70億57百万円、信託報酬は0百万円、役務取引等収支は10億18百万円、その他業務収支は△6億15百万円となっております。

部門別にみますと、国内部門の資金運用収支は70億28百万円、国際部門の資金運用収支は83百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,028	83	55	7,057
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	8,307	427	90	8,610 ³³
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,278	343	35	1,552 ³³
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,234	8	224	1,018
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,059	20	451	1,629
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	824	12	226	610
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	110	△726	—	△615
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	128	73	—	202
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	18	800	—	818

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間における役務取引等収益は16億29百万円、そのうち為替業務によるもの3億89百万円、クレジットカード業務によるもの2億63百万円となっております。一方役務取引等費用は6億10百万円、そのうち為替業務によるもの81百万円となっております。その結果、役務取引等収支は10億18百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,059	20	451	1,629
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	233	—	—	233
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	368	20	0	389
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	103	—	—	103
うちクレジット カード業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	263	—	—	263
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	355	0	199	156
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	5	—	—	5
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	824	12	226	610
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	69	12	—	81

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,351,888	39,403	3,786	1,387,506
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	685,537	—	786	684,751
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	640,050	—	3,000	637,050
うちその他	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	26,300	39,403	—	65,703
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,351,888	39,403	3,786	1,387,506

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

3 定期性預金=定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,098,273	100.00	1,153,789	100.00
製造業	58,121	5.29	67,971	5.89
農業	2,490	0.23	2,666	0.23
林業	7	0.00	6	0.00
漁業	719	0.06	625	0.05
鉱業	1,894	0.17	2,387	0.21
建設業	62,070	5.65	65,820	5.70
電気・ガス・熱供給・水道業	11,281	1.03	12,533	1.09
情報通信業	6,585	0.60	9,207	0.80
運輸業	23,092	2.10	22,732	1.97
卸売・小売業	114,096	10.39	111,460	9.66
金融・保険業	26,106	2.38	28,456	2.47
不動産業	193,015	17.57	207,298	17.97
各種サービス業	171,758	15.64	169,283	14.67
地方公共団体	96,499	8.79	105,264	9.12
その他	330,532	30.10	348,074	30.17
合計	1,098,273	—	1,153,789	—

(注) 1 国内とは当行及び子会社であります。

2 海外及び特別国際金融取引勘定分については、該当ありません。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

①信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	35	100.00	14	100.00
合計	35	100.00	14	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	35	100.00	14	100.00
合計	35	100.00	14	100.00

(注) 共同信託他社管理財産はありません。

②元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
銀行勘定貸	35	14
資産計	35	14
元本	35	14
その他	0	0
負債計	35	14

(注) 信託財産の運用のため、再信託された信託を含みます。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	14,921	14,207	714
うち信託報酬	0	0	0
経費(除く臨時処理分)	10,387	10,735	348
人件費	4,591	4,695	104
物件費	5,186	5,454	268
税金	608	585	23
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,534	3,472	1,062
一般貸倒引当金繰入額	1,151		1,151
業務純益	3,383	3,472	89
うち債券関係損益	103	686	583
臨時損益	485	1,699	2,184
株式関係損益	67	40	27
不良債権処理損失	375	1,852	2,227
貸出金償却	334	1,774	1,440
個別貸倒引当金繰入額	764		764
偶発損失引当金繰入額		72	72
その他の債権売却損等	55	6	49
その他臨時損益	177	193	16
経常利益	3,864	1,767	2,097
特別損益	33	296	329
うち固定資産処分損益	30	32	2
うち減損損失	47	6	41
うち役員退職慰労引当金繰入額	165		165
うち償却債権取立益	210	248	38
うち貸倒引当金戻入益		87	87
税引前中間純利益	3,830	2,063	1,767
法人税、住民税及び事業税	196	13	183
法人税等調整額	1,393	643	750
中間純利益	2,240	1,406	834

- (注) 1 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
7 当中間会計期間は個別貸倒引当金、一般貸倒引当金を合計すると取崩となるため、特別利益へ貸倒引当金戻入益として計上しております。

[次へ](#)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.22	2.23	0.01
(イ) 貸出金利回	2.64	2.59	△0.05
(ロ) 有価証券利回	0.86	0.93	0.07
(2) 資金調達原価 ②	1.74	1.80	0.06
(イ) 預金等利回	0.29	0.33	0.04
(ロ) 外部負債利回	0.24	0.24	0.00
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.48	0.43	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 銀行勘定による表示。なお、信託勘定の残高縮小に伴い、信託勘定を含めて計算した場合、表示する利回り等への影響はありません。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	11.69	9.39	△2.30
業務純益ベース	8.72	9.39	0.67
中間純利益ベース	5.77	3.80	△1.97

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,378,660	1,391,292	12,632
預金(平残)	1,370,174	1,395,336	25,162
貸出金(末残)	1,097,514	1,154,279	56,765
貸出金(平残)	1,066,816	1,123,079	56,263

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	938,168	956,000	17,832
法人	355,790	345,754	△10,036
合計	1,293,958	1,301,754	7,796

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	338,637	351,733	13,096
住宅ローン残高	281,901	294,906	13,005
その他ローン残高	56,736	56,827	91

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	900,525	940,023	39,498
総貸出金残高	② 百万円	1,097,514	1,154,279	56,765
中小企業等貸出金比率	①/② %	82.05	81.43	△0.62
中小企業等貸出先件数	③ 件	98,565	97,397	△1,168
総貸出先件数	④ 件	98,675	97,517	△1,158
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.88	99.87	△0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	35	14	△21
		平残	60	28	△32
貸出金	金銭信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	31	10	△21
法人	4	4	0
合計	35	14	△21

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	81	627	73	795
保証	752	12,805	704	11,911
計	833	13,432	777	12,707

[前へ](#) [次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,072	54,124
	うち非累積的永久優先株	6,000	6,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	10,004	10,004
	利益剰余金	14,399	14,393
	自己株式(△)	89	94
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	1,189	5,409
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	2,002	1,684
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	4,016	3,556
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	75,184	71,148
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,760	1,760
	一般貸倒引当金	5,986	5,775
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	10,000	10,000
	計	17,747	17,535
うち自己資本への算入額 (B)	17,747	17,535	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4) (C)	550	929
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	92,380	87,754
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	874,076	872,541
	オフ・バランス取引等項目	9,565	8,874
	信用リスク・アセットの額 (E)	883,641	881,415
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	74,180	70,525
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,934	5,642
	計(E)+(F) (H)	957,821	951,940
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.64	9.21
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		7.84	7.47

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,072	54,124
	うち非累積的永久優先株	6,000	6,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	10,000	10,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	210	291
	その他利益剰余金	14,002	14,075
	その他	—	—
	自己株式(△)	73	78
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	1,190	5,409
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	4,016	3,556
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	73,005	69,446
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資 証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,760	1,760
	一般貸倒引当金	5,925	5,429
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	10,000	10,000
	計	17,686	17,190
	うち自己資本への算入額 (B)	17,686	17,190
控除項目	控除項目(注4) (C)	550	929
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	90,141	85,707
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	867,119	868,318
	オフ・バランス取引等項目	10,474	9,803
	信用リスク・アセットの額 (E)	877,594	878,121
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	70,538	66,776
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,643	5,342
	計(E) + (F) (H)	948,133	944,898

項目	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
単体自己資本比率(国内基準) = $D/H \times 100$ (%)	9.50	9.07
(参考) Tier 1 比率 = $A/H \times 100$ (%)	7.69	7.34

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	60	180
危険債権	214	137
要管理債権	161	150
正常債権	10,700	11,227

[前へ](#)

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
第一種優先株式	1,200,000
第三種優先株式	1,000,000
計	67,200,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,308,470	39,308,470	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	—
第一種優先株式	1,200,000	1,200,000	—	(注)
計	40,508,470	40,508,470	—	—

(注) 第一種優先株式の内容については次のとおりであります。

1 剰余金の配当

①優先株主配当金

毎年決算日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき、年75円00銭の優先株主配当金を支払う。

②配当非累積条項

ある営業年度において本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が、上記優先株主配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③配当非参加条項

第一種優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対して、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき37円50銭を支払う。

2 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株式を有する株主に対し普通株主に先立ち、1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株主と同順位にて支払う。本優先株主に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

4 株式の併合又は分割及び無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し本優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

①取得を請求し得べき期間

平成12年12月29日から平成22年9月30日までの間で発行に際して取締役会で定める期間とする。

②当初交付価額

当初交付価額は平成12年12月29日の時価とする。ただし、計算の結果当初交付価額が1,150円(以下「下限交付価額」という)を下回る場合には、下限交付価額を当初交付価額とする。

「平成12年12月29日の時価」とは平成12年12月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記③に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は③に準じて調整される。

③交付価額の修正

交付価額は、平成13年9月30日以降平成22年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「修正日」という)にその時点での時価に修正される。尚、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後交付価額が下限交付価額を下回る場合は修正後交付価額は下限交付価額とする。

「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記④に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

④交付価額の調整

本優先株式発行後、当行が1株当たり時価を下回る払込み金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、交付価額(下限交付価額を含む)を次に定める算式(以下「交付価額調整式」という)により調整する。ただし、交付価額調整式により計算される交付価額が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後交付価額とする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 × (既発行普通株式数 + (新規発行普通株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たり時価) / (既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数)

⑤交付により発行すべき普通株式数

本優先株式の取得請求により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

交付により発行すべき普通株式数 = (本優先株主が交付請求のために提出した本優先株式の発行価額総額) / 交付価額

⑥優先株式の一斉取得

本優先株式のうち、平成22年9月30日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成22年10月1日(以下一斉取得日という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式を交付すると引換えに取得する。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が1,150円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を1,150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	40,508	—	54,127,114	—	10,000,000

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,995	5.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,229	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,128	2.86
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	801	2.03
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	1.75
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	627	1.59
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	617	1.56
ジェーピーモルガンチェースバンク 385078 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	125 LONDON WALL LONDON EC2Y5AJ U. K. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	568	1.44
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー505104 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	458	1.16
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	450	1.14
計	—	8,565	21.78

② 第一種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	1,200	100.00
計	—	1,200	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(第一種優先株式) 1,200,000	—	(1) 株式の総数等欄ご参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 40,100	—	普通株式であります。
完全議決権株式(その他)	39,049,100	390,491	普通株式であります。
単元未満株式	219,270	—	普通株式であります。
発行済株式総数	40,508,470	—	—
総株主の議決権	—	390,491	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6,400株(議決権64個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式12株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	沖縄県那覇市久茂地 1丁目11番1号	40,100	—	40,100	0.09
計	—	40,100	—	40,100	0.09

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,107	1,175	1,280	1,042	948	993
最低(円)	833	973	1,030	920	800	800

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4. 当行は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表はくもじ監査法人及び新日本監査法人の監査を受け、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表は新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	9 26,310	9 28,756	9 28,490
コールローン及び買入手形	41,994	22,209	68,893
買入金銭債権	2,462	2,014	2,269
商品有価証券	9	2	7
金銭の信託	2,996	2,996	2,996
有価証券	1, 9, 15 273,631	1, 9, 15 245,375	1, 9, 15 212,778
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 1,098,273	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 1,153,789	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10 1,162,699
外国為替	6 376	6 717	6 391
その他資産	9 13,984	9 12,107	9 13,845
有形固定資産	11, 12, 13 20,294	11, 12 20,142	11, 12, 13 20,472
無形固定資産	2,699	2,428	2,708
繰延税金資産	20,277	22,286	22,266
支払承諾見返	15 13,522	15 12,778	15 13,049
貸倒引当金	7 17,130	7 19,877	7 20,349
資産の部合計	1,499,701	1,505,728	1,530,520
負債の部			
預金	9 1,375,432	9 1,387,506	9 1,410,257
借入金	9 3,708	9 2,637	9 3,450
外国為替	112	86	65
社債	14 10,000	14 10,000	14 10,000
信託勘定借	16 35	16 14	16 30
その他負債	11,992	12,034	13,048
賞与引当金	445	440	433
退職給付引当金	983	1,160	1,047
役員退職慰労引当金	190	233	217
睡眠預金払戻引当金	110	107	100
偶発損失引当金	-	109	37
再評価に係る繰延税金負債	11 3,077	11 3,077	11 3,077
支払承諾	15 13,522	15 12,778	15 13,049
負債の部合計	1,419,611	1,430,187	1,454,814
純資産の部			
資本金	54,127	54,127	54,127
資本剰余金	10,004	10,004	10,004
利益剰余金	14,399	14,393	13,477
自己株式	89	94	92
株主資本合計	78,442	78,431	77,516
その他有価証券評価差額金	1,189	5,332	4,716
繰延ヘッジ損益	0	76	30
土地再評価差額金	11 835	11 834	11 835
評価・換算差額等合計	354	4,574	3,850
少数株主持分	2,002	1,684	2,039
純資産の部合計	80,089	75,541	75,705
負債及び純資産の部合計	1,499,701	1,505,728	1,530,520

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	21,717	20,944	43,403
資金運用収益	16,903	16,891	33,772
(うち貸出金利息)	14,442	14,875	29,383
(うち有価証券利息配当金)	1,283	1,175	2,356
信託報酬	0	0	0
役務取引等収益	3,641	3,383	7,114
その他業務収益	345	270	896
その他経常収益	826	398	1,620
経常費用	17,706	19,477	40,424
資金調達費用	3,155	3,115	6,213
(うち預金利息)	3,002	2,965	5,906
役務取引等費用	1,251	1,237	2,535
その他業務費用	326	821	558
営業経費	10,845	11,180	21,971
その他経常費用	※1 2,127	※1 3,122	※1 9,146
経常利益	4,010	1,467	2,979
特別利益	※2 216	252	562
償却債権取立益		252	562
特別損失	※3 243	39	262
固定資産処分損		32	49
減損損失		6	※3 47
役員退職慰労引当金繰入額		—	165
税金等調整前中間純利益	3,983	1,679	3,279
法人税、住民税及び事業税	629	225	465
法人税等調整額	1,003	485	1,347
法人税等		710	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	81	△351	121
中間純利益	2,267	1,319	1,345

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	54,127	54,127	54,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	54,127	54,127	54,127
資本剰余金			
前期末残高	10,004	10,004	10,004
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,004	10,004	10,004
利益剰余金			
前期末残高	12,583	13,477	12,583
当中間期変動額			
剰余金の配当	△452	△403	△452
中間純利益	2,267	1,319	1,345
土地再評価差額金の取崩	0	0	0
当中間期変動額合計	1,815	916	893
当中間期末残高	14,399	14,393	13,477
自己株式			
前期末残高	△81	△92	△81
当中間期変動額			
自己株式の取得	△7	△2	△10
当中間期変動額合計	△7	△2	△10
当中間期末残高	△89	△94	△92
株主資本合計			
前期末残高	76,634	77,516	76,634
当中間期変動額			
剰余金の配当	△452	△403	△452
中間純利益	2,267	1,319	1,345
自己株式の取得	△7	△2	△10
土地再評価差額金の取崩	0	0	0
当中間期変動額合計	1,807	914	882
当中間期末残高	78,442	78,431	77,516

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△576	△4,716	△576
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△613	△615	△4,140
当中間期変動額合計	△613	△615	△4,140
当中間期末残高	△1,189	△5,332	△4,716
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△3	30	△3
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3	△107	34
当中間期変動額合計	3	△107	34
当中間期末残高	0	△76	30
土地再評価差額金			
前期末残高	835	835	835
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	835	834	835
評価・換算差額等合計			
前期末残高	255	△3,850	255
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△610	△723	△4,106
当中間期変動額合計	△610	△723	△4,106
当中間期末残高	△354	△4,574	△3,850
少数株主持分			
前期末残高	1,922	2,039	1,922
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	80	△355	117
当中間期変動額合計	80	△355	117
当中間期末残高	2,002	1,684	2,039
純資産合計			
前期末残高	78,812	75,705	78,812
当中間期変動額			
剰余金の配当	△452	△403	△452
中間純利益	2,267	1,319	1,345
自己株式の取得	△7	△2	△10
土地再評価差額金の取崩	0	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△530	△1,078	△3,989
当中間期変動額合計	1,277	△164	△3,106
当中間期末残高	80,089	75,541	75,705

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	3,983	1,679	3,279
減価償却費	755	870	1,605
減損損失	47	6	47
持分法による投資損益 (△は益)	△22	△3	△28
貸倒引当金の増減 (△)	671	△472	3,890
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△119	7	△131
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△43	112	20
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	190	16	217
睡眠預金払戻引当金の増減額 (△は減少)	110	6	100
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	—	72	37
資金運用収益	△16,903	△16,891	△33,772
資金調達費用	3,155	3,115	6,213
有価証券関係損益 (△)	176	855	423
為替差損益 (△は益)	6	△33	71
固定資産処分損益 (△は益)	27	30	62
商品有価証券の純増 (△) 減	2	5	3
貸出金の純増 (△) 減	21,541	8,909	△42,884
預金の純増減 (△)	△18,304	△22,751	16,520
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	91	△812	△166
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△119	131	△50
コールローン等の純増 (△) 減	△17,431	46,928	△44,116
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	1	△326	△12
外国為替 (負債) の純増減 (△)	48	21	1
信託勘定借の純増減 (△)	△48	△15	△54
資金運用による収入	16,859	16,951	33,974
資金調達による支出	△2,769	△2,558	△5,246
その他	2,678	△49	3,436
小計	△5,413	35,807	△56,556
法人税等の支払額	△498	△114	△666
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,911	35,692	△57,222
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△29,720	△86,895	△37,956
有価証券の売却による収入	32,470	18,194	74,098
有価証券の償還による収入	5,407	34,121	26,590
有形固定資産の取得による支出	△408	△176	△1,083
無形固定資産の取得による支出	△461	△147	△756
有形固定資産の売却による収入	—	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,288	△34,903	60,891
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△452	△403	△452
少数株主への配当金の支払額	△1	△1	△1
自己株式の取得による支出	△7	△2	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	△462	△407	△465
現金及び現金同等物に係る換算差額	△6	16	△47
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	908	397	3,156
現金及び現金同等物の期首残高	24,520	27,676	24,520
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 25,428	※1 28,074	※1 27,676

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 りゅうぎん保証株式会社 株式会社りゅうぎん ディーシー (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名 は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」 に記載しているため省略 しました。 (2) 同左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社琉球リース (3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 9月末日 5社 (2) 連結される子会社は、 それぞれの中間決算日の 財務諸表により連結して おります。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 3月末日 5社 (2) 連結される子会社は、 それぞれの決算日の財務 諸表により連結しており ます。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 商品有価証券の評価 は、時価法(売却原価は 移動平均法により算定) により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：2年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 その他：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5～50年 動産：3～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ1百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ7百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ89百万円減少しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 当行の社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却、株式交付費については3年間の均等償却をしております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者（以下、 「破綻先」という。）に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者（以 下、「実質破綻先」とい う。）に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されているこれらの 債権からの直接減額後の 帳簿価額から、担保の処 分可能見込額及び保証に よる回収可能見込額を控 除し、その残額を計上し ております。また、現在 は経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る 可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権に ついては、債権額から、 担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額 について、過去の一定期 間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に 基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p> <p>なお、破綻先、実質破 綻先及び破綻懸念先の一</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者（以下、 「破綻先」という。）に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者（以 下、「実質破綻先」とい う。）に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者（以下、 「破綻懸念先」とい う。）に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しております。 上記以外の債権につ いては、過去の一定期間 における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基 づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p> <p>なお、破綻先、実質破 綻先及び破綻懸念先の一</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者（以下、 「破綻先」という。）に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者（以 下、「実質破綻先」とい う。）に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者（以下、 「破綻懸念先」とい う。）に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しております。 上記以外の債権につ いては、過去の一定期間 における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基 づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p> <p>なお、破綻先、実質破 綻先及び破綻懸念先の一</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,965百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,822百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,528百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は25百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は25百万円、税金等調整前中間純利益は190百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は52百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は52百万円、税金等調整前当期純利益は217百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べその他経常費用は110百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は100百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。</p>	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当連結会計年度より将来の負担金支払見積額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、その他の経常費用は37百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。		連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。
	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ①金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ①金利リスク・ヘッジ 同左	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ①金利リスクヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。		
	②為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。	②為替変動リスクヘッジ 同左	②為替変動リスクヘッジ 同左
	(15)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同左	(15)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる当中間連結会計期間への影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式153百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,691百万円、延滞債権額は28,986百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,608百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,800百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式151百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,624百万円、延滞債権額は19,505百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,599百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,230百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式148百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,981百万円、延滞債権額は32,896百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,483百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,552百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,086百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,284百万円であります。</p> <p>※7 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、60,467百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,461百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額83,928百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、8,008百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 15,814百万円 預け金 25百万円 貸出金 706百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,425百万円 借入金 525百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,959百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,876百万円であります。</p> <p>※7 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、50,889百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を22,697百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額73,587百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,983百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 15,110百万円 預け金 30百万円 貸出金 467百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,619百万円 借入金 325百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,913百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,356百万円であります。</p> <p>※7 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、55,570百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,079百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額78,650百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 15,339百万円 預け金 28百万円 貸出金 672百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 15,487百万円 借入金 425百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>57,616百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は521百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、161,459百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが161,259百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>57,925百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は535百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、158,463百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが158,072百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>34,283百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は539百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,627百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが155,777百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,567百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,200百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,398百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,426百万円</p>
<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>—————</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>
<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,540百万円であります。</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,460百万円であります。</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,500百万円であります。</p>
<p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託35百万円であります。</p>	<p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託14百万円あります。</p>	<p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託30百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,055百万円及び貸出金償却373百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益は、償却債権取立益216百万円であります。</p> <p>※3 特別損失には、過年度分の役員退職慰労引当金繰入額165百万円及び減損損失47百万円を含んでおります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ) 沖縄県内 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 9百万円</p> <p>(ロ) 沖縄県外 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 37百万円</p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却1,936百万円及び貸倒引当金繰入額588百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,355百万円、株式等償却686百万円及び貸出債権売却損349百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ) 沖縄県内 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 9百万円</p> <p>(ロ) 沖縄県外 主な用途 遊休資産等 種類 土地建物 減損損失額 37百万円</p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	36,313	2,995	—	39,308	(注)1
第1種優先株式	1,200	—	—	1,200	
第2種優先株式	1,260	—	1,260	—	(注)1
合計	38,773	2,995	1,260	40,508	
自己株式					
普通株式	40	3	—	44	(注)2
第1種優先株式	—	—	—	—	
第2種優先株式	—	—	—	—	
合計	40	3	—	44	

(注)1 第2種優先株式の普通株式への転換に伴うものであります。

2 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	362	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第1種優先株式	90	75.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものは、該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	39,308	—	—	39,308	
第1種優先株式	1,200	—	—	1,200	
合 計	40,508	—	—	40,508	
自己株式					
普通株式	46	2	—	48	注
合 計	46	2	—	48	

注 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	314	8.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1種優先株式	90	75.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の未日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	36,313	2,995	—	39,308	(注) 1
第1種優先株式	1,200	—	—	1,200	
第2種優先株式	1,260	—	1,260	—	(注) 1
合計	38,773	2,995	1,260	40,508	
自己株式					
普通株式	40	5	—	46	(注) 2
第1種優先株式	—	—	—	—	
第2種優先株式	—	—	—	—	
合計	40	5	—	46	

(注) 1 第2種優先株式の普通株式への転換に伴うものであります。

2 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	362	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第1種優先株式	90	75.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	314	8.00	利益剰余金	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1種 優先株式	90	75.00	利益剰余金	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>26,310</td></tr> <tr><td>3ヵ月超の定期預け金</td><td>△30</td></tr> <tr><td>金融有利息預け金</td><td>△45</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>△805</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>25,428</td></tr> </table>	現金預け金勘定	26,310	3ヵ月超の定期預け金	△30	金融有利息預け金	△45	金融無利息預け金	△805	現金及び現金同等物	25,428	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>28,756</td></tr> <tr><td>3ヵ月超の定期預け金</td><td>△30</td></tr> <tr><td>金融有利息預け金</td><td>△46</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>△605</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>28,074</td></tr> </table>	現金預け金勘定	28,756	3ヵ月超の定期預け金	△30	金融有利息預け金	△46	金融無利息預け金	△605	現金及び現金同等物	28,074	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>28,490</td></tr> <tr><td>3ヵ月超の定期預け金</td><td>△30</td></tr> <tr><td>金融有利息預け金</td><td>△45</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>△737</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>27,676</td></tr> </table>	現金預け金勘定	28,490	3ヵ月超の定期預け金	△30	金融有利息預け金	△45	金融無利息預け金	△737	現金及び現金同等物	27,676
現金預け金勘定	26,310																															
3ヵ月超の定期預け金	△30																															
金融有利息預け金	△45																															
金融無利息預け金	△805																															
現金及び現金同等物	25,428																															
現金預け金勘定	28,756																															
3ヵ月超の定期預け金	△30																															
金融有利息預け金	△46																															
金融無利息預け金	△605																															
現金及び現金同等物	28,074																															
現金預け金勘定	28,490																															
3ヵ月超の定期預け金	△30																															
金融有利息預け金	△45																															
金融無利息預け金	△737																															
現金及び現金同等物	27,676																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																
—————	<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>当中間連結会計期間末において、資産に計上しているリース資産はございません。</p>	—————																																																																																
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>38百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>38百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>27百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>27百万円</td></tr> </table>	動産	38百万円	その他	一百万円	合計	38百万円	動産	11百万円	その他	一百万円	合計	11百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	27百万円	その他	一百万円	合計	27百万円	<p>2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>49百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>49百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29百万円</td></tr> </table>	有形固定資産	49百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	49百万円	有形固定資産	20百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	20百万円	有形固定資産	一百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	29百万円	無形固定資産	一百万円	その他	一百万円	合計	29百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>38百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>38百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table>	動産	38百万円	その他	一百万円	合計	38百万円	動産	15百万円	その他	一百万円	合計	15百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	22百万円	その他	一百万円	合計	22百万円
動産	38百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	38百万円																																																																																	
動産	11百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	11百万円																																																																																	
動産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	一百万円																																																																																	
動産	27百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	27百万円																																																																																	
有形固定資産	49百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	49百万円																																																																																	
有形固定資産	20百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	20百万円																																																																																	
有形固定資産	一百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	一百万円																																																																																	
有形固定資産	29百万円																																																																																	
無形固定資産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	29百万円																																																																																	
動産	38百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	38百万円																																																																																	
動産	15百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	15百万円																																																																																	
動産	一百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	一百万円																																																																																	
動産	22百万円																																																																																	
その他	一百万円																																																																																	
合計	22百万円																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8百万円 1年超 19百万円 合計 28百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8百万円 1年超 21百万円 合計 30百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7百万円 1年超 15百万円 合計 23百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定年度末残高 一百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 3百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 3百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 一百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 5百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 4百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 一百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 8百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 7百万円 支払利息相当額 1百万円 減損損失 一百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

[次へ](#)

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,428	9,455	27
地方債	16,933	16,656	△276
社債	3,869	3,847	△22
合計	30,231	29,959	△271

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	12,686	13,886	1,200
債券	199,154	196,428	△2,726
国債	158,323	155,819	△2,504
地方債	1,819	1,810	△8
社債	39,011	38,797	△213
その他	31,478	31,035	△442
合計	243,319	241,350	△1,968

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式139百万円であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,659
事業債	1,540

II 当中間連結会計期間末

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	8,235	8,325	90
地方債	16,088	15,943	△144
社債	19,451	19,593	141
合計	43,775	43,862	86

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	11,310	9,075	△2,234
債券	173,111	169,687	△3,424
国債	112,050	108,805	△3,245
地方債	2,000	2,002	2
社債	59,061	58,879	△181
その他	23,623	20,379	△3,244
合計	208,045	199,141	△8,903

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は800百万円であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,434
事業債	1,460

Ⅲ 前連結会計年度末

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	7	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	4,426	4,527	101	101	0
地方債	16,549	16,531	△18	81	100
社債	3,620	3,686	66	69	3
合計	24,596	24,746	150	253	103

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	11,406	8,448	△2,958	700	3,659
債券	154,672	152,152	△2,519	272	2,791
国債	119,683	117,192	△2,490	162	2,652
社債	34,989	34,960	△29	110	139
その他	27,663	25,291	△2,372	4	2,377
合計	193,743	185,892	△7,850	977	8,828

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式531百万円であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	73,247	1,057	458

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,612
事業債	1,500

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	53,205	75,912	31,449	17,681
国債	35,724	45,264	22,947	17,681
地方債	2,819	8,216	5,313	—
社債	14,660	22,431	2,987	—
その他	2,072	12,625	1,601	3,851
合計	55,278	88,538	33,050	21,533

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭 の信託	2,996	2,996	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭 の信託	2,996	2,996	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	2,996	2,996	—	—	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,968
その他有価証券	△1,968
(+)繰延税金資産	782
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,185
(△)少数株主持分相当額	4
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△1,189

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△8,903
その他有価証券	△8,903
(+)繰延税金資産	3,570
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△5,333
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△5,332

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△7,850
その他有価証券	△7,850
(+)繰延税金資産	3,135
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△4,715
(△)少数株主持分相当額	2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△4,716

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,000	3	3
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	3	3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	201	1	1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,000	1	1
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	318	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

デリバティブ取引には主に、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引・債券先物オプション取引等があります。

(2) 取組方針

デリバティブ取引は「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置づけており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取組み致しておりません。

(3) 利用目的

上記(2)の取組方針に基づき、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で、「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規により、デリバティブ取引を行っております。

①金利リスクヘッジ

金利リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用いたします。ヘッジ対象は、貸出金、債券等、ヘッジ手段は金利スワップ等であります。ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に則り行います。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っております。

②為替変動リスクヘッジ

為替変動リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計によっております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップ及び為替スワップであります。ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に則り行っております。

(4) リスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、「市場リスク」及び「市場流動性リスク」、「信用リスク」等があります。

市場リスクとは、金融商品の金利変動により生じる金利リスク、為替変動により生じる為替リスク、取引対象資産の価格変動により生じる価格変動リスクを言い、また、市場流動性リスクとは、市場の流動性低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となるリスクのことです。

信用リスクにつきましては、取引契約の相手方が破綻等により契約が履行されなくなり、当行が被ることとなるリスクであります。

(5) リスクの管理体制

リスク管理体制につきましては、市場部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク管理部を設置しております。市場部門につきましては、取引の約定を行なう市場取引部門(フロントオフィス)と、運用基準・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門(ミドルオフィス)、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行なう後方事務部門(バックオフィス)間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク管理部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始しております。

(6) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額等または想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	1,000	1,000	1	1
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1	1

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	101	—	8	8
	買建	145	—	△6	△6
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	1	1

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,835.97	1,728.41	1,721.16
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	58.68	33.62	32.23
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	53.96	29.68	29.66

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成19年9月30日	当中間連結会計期間末 平成20年9月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	80,089	75,541	75,705
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	8,002	7,684	8,129
(うち優先株式)	百万円	6,000	6,000	6,000
(うち優先株式配当金)	百万円	—	—	90
(うち少数株主持分)	百万円	2,002	1,684	2,039
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	72,087	67,856	67,576
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	39,264	39,259	39,262

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額				
中間(当期)純利益	百万円	2,267	1,319	1,345
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	90
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	—	—	90
普通株式に係る中間(当期)純 利益	百万円	2,267	1,319	1,255
普通株式の(中間)期中平均株 式数	千株	38,640	39,260	38,951
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	0	0	0
うち優先株式業務委託 手数料	百万円	0	0	0
普通株式増加数	千株	3,387	5,217	3,387
うち優先株式の普通株式 への転換	千株	3,387	5,217	3,387

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	10,671
資金運用収益	8,610
(うち貸出金利息)	7,615
(うち有価証券利息配当金)	610
信託報酬	0
役務取引等収益	1,629
その他業務収益	202
その他経常収益	230
経常費用	10,773
資金調達費用	1,549
(うち預金利息)	1,474
役務取引等費用	610
その他業務費用	818
営業経費	5,534
その他経常費用	2,260
経常損失()	101
特別利益	109
償却債権取立益	109
特別損失	35
固定資産処分損	28
減損損失	6
税金等調整前四半期純損失()	27
法人税、住民税及び事業税	29
法人税等調整額	71
法人税等合計	42
少数株主損失()	159
四半期純利益	175

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	9 26,250	9 28,456	9 28,414
コールローン	41,994	22,209	68,893
買入金銭債権	2,462	2,014	2,269
商品有価証券	9	2	7
金銭の信託	2,996	2,996	2,996
有価証券	1, 9, 15 272,872	1, 9, 15 244,816	1, 9, 15 212,018
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,097,514	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,154,279	2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 16 1,163,078
外国為替	6 376	6 717	6 391
その他資産	9 7,062	9 6,009	9 7,112
有形固定資産	11, 12, 13 20,249	11, 12 20,101	11, 12, 13 20,429
無形固定資産	2,693	2,424	2,704
繰延税金資産	19,073	21,105	21,244
支払承諾見返	13,432	12,707	12,966
貸倒引当金	14,047	16,876	17,785
資産の部合計	1,492,939	1,500,964	1,524,741
負債の部			
預金	9 1,378,660	9 1,391,292	9 1,413,924
借入金	403	562	545
外国為替	112	86	65
社債	14 10,000	14 10,000	14 10,000
信託勘定借	17 35	17 14	17 30
その他負債	7,670	7,425	8,822
未払法人税等		109	135
その他の負債		7,316	
賞与引当金	412	407	400
退職給付引当金	922	1,099	988
役員退職慰労引当金	190	233	217
睡眠預金払戻引当金	110	107	100
偶発損失引当金	-	109	37
再評価に係る繰延税金負債	11 3,077	11 3,077	11 3,077
支払承諾	13,432	12,707	12,966
負債の部合計	1,415,029	1,427,124	1,451,177

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	54,127	54,127	54,127
資本剰余金	10,000	10,000	10,000
資本準備金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	14,213	14,366	13,364
利益準備金	210	291	210
その他利益剰余金	14,002	14,075	13,153
優先株式消却積立金	9,464	9,464	9,464
繰越利益剰余金	4,538	4,610	3,689
自己株式	73	78	76
株主資本合計	78,266	78,415	77,414
その他有価証券評価差額金	1,190	5,333	4,717
繰延ヘッジ損益	0	76	30
土地再評価差額金	11 835	11 834	11 835
評価・換算差額等合計	355	4,574	3,851
純資産の部合計	77,910	73,840	73,563
負債及び純資産の部合計	1,492,939	1,500,964	1,524,741

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	20,622	19,948	41,199
資金運用収益	16,590	16,648	33,126
(うち貸出金利息)	14,136	14,639	28,746
(うち有価証券利息配当金)	1,277	1,170	2,349
信託報酬	0	0	0
役務取引等収益	2,960	2,683	5,676
その他業務収益	345	270	896
その他経常収益	724	345	1,499
経常費用	16,757	18,180	38,273
資金調達費用	3,126	3,092	6,160
(うち預金利息)	3,005	2,971	5,917
役務取引等費用	1,527	1,486	3,069
その他業務費用	326	821	558
営業経費	※1 10,456	※1 10,765	21,173
その他経常費用	※2 1,321	※2 2,015	7,312
経常利益	3,864	1,767	2,926
特別利益	210	335	549
特別損失	※3 243	39	※3 262
税引前中間純利益	3,830	2,063	3,213
法人税、住民税及び事業税	196	13	268
法人税等調整額	1,393	643	1,553
法人税等合計		656	
中間純利益	2,240	1,406	1,391

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	54,127	54,127	54,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	54,127	54,127	54,127
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
資本剰余金合計			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	120	210	120
当中間期変動額			
剰余金の配当	90	80	90
当中間期変動額合計	90	80	90
当中間期末残高	210	291	210
その他利益剰余金			
優先株式消却積立金			
前期末残高	6,464	9,464	6,464
当中間期変動額			
優先株式消却積立金の積立	3,000	—	3,000
当中間期変動額合計	3,000	—	3,000
当中間期末残高	9,464	9,464	9,464
繰越利益剰余金			
前期末残高	5,840	3,689	5,840
当中間期変動額			
剰余金の配当	△543	△484	△543
優先株式消却積立金の積立	△3,000	—	△3,000
中間純利益	2,240	1,406	1,391
土地再評価差額金の取崩	0	0	0
当中間期変動額合計	△1,302	921	△2,151
当中間期末残高	4,538	4,610	3,689
利益剰余金合計			
前期末残高	12,424	13,364	12,424
当中間期変動額			
剰余金の配当	△452	△404	△452
優先株式消却積立金の積立	—	—	—
中間純利益	2,240	1,406	1,391
土地再評価差額金の取崩	0	0	0
当中間期変動額合計	1,788	1,002	939
当中間期末残高	14,213	14,366	13,364

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	△65	△76	△65
当中間期変動額			
自己株式の取得	△7	△2	△10
当中間期変動額合計	△7	△2	△10
当中間期末残高	△73	△78	△76
株主資本合計			
前期末残高	76,486	77,414	76,486
当中間期変動額			
剰余金の配当	△452	△404	△452
中間純利益	2,240	1,406	1,391
自己株式の取得	△7	△2	△10
土地再評価差額金の取崩	0	0	0
当中間期変動額合計	1,780	1,000	928
当中間期末残高	78,266	78,415	77,414
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△577	△4,717	△577
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△612	△615	△4,139
当中間期変動額合計	△612	△615	△4,139
当中間期末残高	△1,190	△5,333	△4,717
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△3	30	△3
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3	△107	34
当中間期変動額合計	3	△107	34
当中間期末残高	0	△76	30
土地再評価差額金			
前期末残高	835	835	835
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	835	834	835
評価・換算差額等合計			
前期末残高	254	△3,851	254
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△610	△723	△4,106
当中間期変動額合計	△610	△723	△4,106
当中間期末残高	△355	△4,574	△3,851
純資産合計			
前期末残高	76,740	73,563	76,740
当中間期変動額			
剰余金の配当	△452	△404	△452
中間純利益	2,240	1,406	1,391
自己株式の取得	△7	△2	△10
土地再評価差額金の取崩	0	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△610	△723	△4,106
当中間期変動額合計	1,170	277	△3,177
当中間期末残高	77,910	73,840	73,563

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。		(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ89百万円減少しております。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却、株式交付費については3年間の均等償却をしております。	同左	同左
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認めら	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>れる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,965百万円であります。</p>	<p>「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,822百万円であります。</p>	<p>「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,528百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は25百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は25百万円、税引前中間純利益は190百万円それぞれ減少しております。		用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は52百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は52百万円、税引前当期純利益は217百万円それぞれ減少しております。
	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べその他経常費用は110百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べその他経常費用は100百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。</p>
	—————	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当事業年度より将来の負担金支払見積額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、その他経常費用は37百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9 ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	(1) 金利リスク・ヘッジ 同左	(1) 金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる当中間会計期間への影響は軽微であります。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期末 (平成19年9月30日)	当中間会計期末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 44百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は798百万円、延滞債権額は25,817百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,445百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,729百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,791百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 44百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,273百万円、延滞債権額は18,845百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,486百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,572百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,177百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 44百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,027百万円、延滞債権額は30,761百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,264百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,664百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,718百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																				
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,284百万円であります。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,876百万円であります。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,356百万円であります。</p>																																				
<p>※7 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は60,467百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,461百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額83,928百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>※7 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は50,889百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を22,697百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額73,587百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>※7 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は55,570百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,079百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額78,650百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>																																				
<p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、8,008百万円であります。</p>	<p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,983百万円であります。</p>	<p>—————</p>																																				
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="191 1254 510 1456"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>15,814百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>6,425百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,616百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は521百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	15,814百万円	預け金	25百万円	その他資産	2百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,425百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="606 1254 925 1456"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>15,110百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>30百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>13,619百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,925百万円及び預け金15百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は535百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	15,110百万円	預け金	30百万円	その他資産	2百万円	担保資産に対応する債務		預金	13,619百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1037 1254 1356 1456"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>15,339百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>15,487百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券34,283百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は538百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	15,339百万円	預け金	28百万円	その他資産	2百万円	担保資産に対応する債務		預金	15,487百万円
担保に供している資産																																						
有価証券	15,814百万円																																					
預け金	25百万円																																					
その他資産	2百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	6,425百万円																																					
担保に供している資産																																						
有価証券	15,110百万円																																					
預け金	30百万円																																					
その他資産	2百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	13,619百万円																																					
担保に供している資産																																						
有価証券	15,339百万円																																					
預け金	28百万円																																					
その他資産	2百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	15,487百万円																																					

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、143,787百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが143,587百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,842百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが141,452百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、139,379百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが138,529百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,567百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,127百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,323百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,351百万円</p>
<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>—————</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,540百万円であります。 —————</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,460百万円であります。 —————</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,500百万円であります。 ※16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 3,200百万円</p>
<p>※17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託35百万円であります。</p>	<p>※17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託14百万円であります。</p>	<p>※17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託30百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>421百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>330百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却334百万円及び貸倒引当金繰入額386百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失には、過年度分の役員退職慰労引当金繰入額165百万円及び減損損失47百万円を含んでおります。</p> <p>なお、当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ) 沖縄県内</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ) 沖縄県外</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>37百万円</td> </tr> </table> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	421百万円	無形固定資産	330百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	9百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	37百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>466百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>400百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却1,774百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	有形固定資産	466百万円	無形固定資産	400百万円	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>※3 当事業年度において、以下の資産について減損損失を認識しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ) 沖縄県内</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ) 沖縄県外</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>37百万円</td> </tr> </table> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	9百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	37百万円
有形固定資産	421百万円																																	
無形固定資産	330百万円																																	
主な用途	遊休資産等																																	
種類	土地建物																																	
減損損失額	9百万円																																	
主な用途	遊休資産等																																	
種類	土地建物																																	
減損損失額	37百万円																																	
有形固定資産	466百万円																																	
無形固定資産	400百万円																																	
主な用途	遊休資産等																																	
種類	土地建物																																	
減損損失額	9百万円																																	
主な用途	遊休資産等																																	
種類	土地建物																																	
減損損失額	37百万円																																	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	32	3	—	35	(注)
第1種優先株式	—	—	—	—	
第2種優先株式	—	—	—	—	
合計	32	3	—	35	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	37	2	—	40	(注)
合計	37	2	—	40	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	32	5	—	37	(注)
第1種優先株式	—	—	—	—	
第2種優先株式	—	—	—	—	
合計	32	5	—	37	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	ファイナンス・リース取引 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当中間会計期間末において、資産に計上しているリース資産はございません。	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 11百万円 その他 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 動産 3百万円 その他 一百万円 合計 3百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 7百万円 その他 一百万円 合計 7百万円	2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 6百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 一百万円 その他 一百万円 合計 5百万円	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 11百万円 その他 一百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 動産 5百万円 その他 一百万円 合計 5百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 期末残高相当額 動産 6百万円 その他 一百万円 合計 6百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2百万円 1年超 6百万円 合計 8百万円 ・ リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 1百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 1百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2百万円 1年超 3百万円 合計 5百万円 ・ リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 1百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 1百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2百万円 1年超 4百万円 合計 6百万円 ・ リース資産減損勘定の期末残高 1百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
銀行勘定貸	35	100.00	14	100.00
合計	35	100.00	14	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
指定金銭信託	35	100.00	14	100.00
合計	35	100.00	14	100.00

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ㊞

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ⑩

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ⑩

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第92期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	正	志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第93期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。